

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社石井表記と称し、英文では ISHII HYOKI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ネームプレートの製造販売および輸出入
2. スクリーンプロセス印刷業
3. スイッチならび同部分品の製造販売および輸出入
4. プリント配線基板の製造販売および輸出入
5. ネームプレート製造用機械器具の製造販売および輸出入
6. プリント配線基板製造用機械器具の製造販売および輸出入
7. 半導体製造用機械器具の製造販売および輸出入
8. 精密板金製品の製造販売および輸出入
9. 太陽電池用部品の製造販売および輸出入
10. 太陽電池部品用製造機械器具の製造販売および輸出入
11. 液晶製造用機械器具の製造販売および輸出入
12. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島県福山市におく。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、31,644,909株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集地)

第12条 当社の株主総会は、広島県福山市内で開催する。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満

了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第25条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第32条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法

第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当)

第35条 当社の期末配当は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。

### (中間配当)

第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

### (除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。